雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するための中小企業・小規模事業者支援策に関する提言(令和3年7月12日・自由民主党政務調査会)

雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備するための 中小企業・小規模事業者支援策に関する提言

令和3年7月12日 自由民主党政務調査会

政府は、最低賃金について、新型コロナウイルス(以下「新型コロナ」)感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均 1,000 円とすることを目指し、本年の引上げに取り組む方針である。これが実現すれば地域別最低賃金が本年 10 月以降引き上がることになる。

我が国の労働分配率は長年にわたり低下傾向にあり、更に新型コロナ感染症の影響で賃金格差が広がっている。最低賃金の引上げは格差是正に不可欠であり、生産性の向上と賃金所得の拡大を通じて、消費の継続的な拡大につながり、経済の好循環を実現する意義がある。最低賃金を引き上げる場合には、政府においては、労働者の賃金全体や消費に与える影響、女性の処遇改善や男女の賃金格差縮小に与える影響、ワーキングプアなどの貧困解消に与える影響、地方で働くことの魅力を高め、地方へ人の流れを拡大する効果などについて、わかりやすく説明し、最低賃金の引上げの意義を明確に示すべきである。なお、パート労働者等について、最低賃金引上げに伴い収入が一定水準を超えることによって被用者保険の適用を受けること等(一定規模以上の企業に週20時間以上勤務し年収が106万円以上となる場合は被用者保険の適用を受ける、被用者保険の適用を受ける、被用者保険の適用を受ける、被用者保険の適用を受けない場合でも年収が130万円以上となると被扶養から外れ国民年金・国民健康保険に加入する必要がある)から、就業調整を行う可能性についても留意し、今後それについての対応を検討する必要がある。

その上で、当面の経済情勢を見通せば、ワクチン接種について、すべての市町村で7月末までに高齢者の接種を終えることが見込まれ、政府は、10月から11月にかけて、希望する国民への接種を完了することを目指しており、これによって新規感染者の減少と社会経済活動の本格回復が進んでいくことが見込まれる。他方で、足もとでは、時短営業や外出自粛等の影響が相当期間継続する中、なお多くの中小企業・小規模事業者は厳しい状況に置かれており、状況は予断を許さない。

このような状況や見通しを踏まえれば、新型コロナ感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、雇用維持との両立を図りながら賃上げしやすい環境を整備することが不可欠であり、政府において、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への思い切った支援を行うとともに、新型コロナ感染拡大の影響によって業況の厳しい企業について最低賃金引上げに伴う雇用コストへの影響を緩和することを求める。

自由民主党としては、新型コロナ感染症に伴う業況への影響や最低賃金引上げ等に伴う雇用コスト増など、現下の状況を踏まえ、今後とも、中小企業・小規模事業者の「事業存続・雇用維持」に向けて、強力な支援策を提言し、実現していく。

このため、当面の対応として、以下について提言する。

記

1.新型コロナ感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等の雇用維持に対する支援

通常の社会経済活動への復帰・本格回復が視野に入るまでの間は、新型コロナ感染拡大の影響によって特に厳しい業況にある中小企業等について、最低賃金引上げに伴う雇用コストの増加を踏まえて、その影響の激変緩和に資する支援の強化を図り、雇用維持努力の継続を強く促すことが適当である。

(1) このため、雇用調整助成金について、業況特例等の対象となる中小企業が事業 場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合の休業(短時間休業を含む)について、年末まで休業規模要件を問わずに支給すること。

あわせて、事業者の事業計画の見通しや予見可能性に配慮しつつ、年末まで特に 業況の厳しい企業への配慮を継続するとともに、原則的な措置を含めてリーマンショック時(中小企業:最大 9/10)以上の助成率を維持すること。

(2) また、新型コロナ感染症の影響の長期化で厳しい業況に追い込まれている中小 企業・小規模事業者に対し、売上減少等の状況や最低賃金引上げ等に伴う雇用コス ト増を十分踏まえた激変緩和の方策について、「事業存続・雇用維持」に一層寄り添 った支援策の強化を検討すること。

2. 生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者への支援

全国加重平均 1,000 円を目指して最低賃金引上げを図っていくに当たっては、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図ることで、中長期かつ継続的に、最低賃金を含む賃上げ余力を確保することが重要であり、生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者を以下のとおり支援すること。

- 事業再構築補助金・中小企業生産性革命推進事業の優先支援と支援の重点化

「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」などの「中小企業生産性革命推進 事業」について、使い勝手の向上を図りつつ、特に厳しい業況にある中小企業・小 規模事業者や、より積極的に賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者を優先的に 支援する仕組みの導入、業況・規模に応じた支援の重点化

- 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充

事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に 支給される業務改善助成金について、特に厳しい業況にある企業に係る助成上限額 の引上げや助成対象となる設備投資の範囲の拡充、賃金引上げ額に応じた助成コー スの増設、年度内の複数回申請を可能とする使い勝手の向上

3. 下請取引の適正化等による賃金引上げに向けた環境整備の促進

中小企業・小規模事業者において最低賃金引上げを実施するためには、親会社と中小企業・小規模事業者をはじめとする下請け事業者の取引関係を適正化し、中小企業・小規模事業者の生み出した付加価値が適切に労働者に還元されることが必要である。このため、「パートナーシップ構築宣言」を通じた取引環境の改善や、最低賃金を含む労務費等の上昇分の価格転嫁協議を促進するための「価格交渉促進月間」の新設、下請Gメンによる重点的な調査を実施すること。

また、官公庁と民間企業の契約における最低賃金引上げ分の転嫁を徹底すること。

4. 厳しい現況を乗り切るための更なる支援策の検討

政府においては、今後とも、最低賃金引上げ時の中小企業・小規模事業者の状況等を踏まえ、生活衛生関係営業の収益力向上の推進、宿泊施設・観光地の収益力向上の支援など、最低賃金を引き上げやすい環境整備に向けて、既存施策の強化に取り組むこと。

また、ワクチン接種の普及により経済活動の本格的回復に向けた道筋が見えてくることが見込まれるが、政府による金融支援等により当面の急場を凌いでいる事業者にとっては、事業再構築、事業再生への試練の時を迎えるタイミングでもあり、中小企業・小規模事業者は、経営の足腰を強化していかねばならない。

こうした観点から、政府において、今後、上記1(2)の「事業存続・雇用維持」 に一層寄り添った支援策の強化を含めた中小企業・小規模事業者に対する総合的な支 援策を早急に検討し、必要な財政措置を講じた上で、実行すること。

(以 上)